

小松市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容について、客観性及び透明性の向上を図るため、小松市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が発注した工事、委託業務その他の契約に係る入札及び契約の手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 市が契約した工事、委託業務その他の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、条件付き一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札及び随意契約を行った場合における当該指名又は、指名の理由及び経緯等について審議を行うこと。
- (3) 小松市入札契約の再苦情処理に関する要綱（平成23年小松市告示第211号）第3条の規定による再苦情の申立ての審議を行うこと。
- (4) その他、入札契約事務において、委員長が特に必要と認める事項について審議を行うこと。

(委員の構成等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続について審議し、その他の事務を適切に行うことができる学識経験及び専門知識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内で組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の氏名及び職名は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議及び運営)

第 5 条 委員会の会議は必要に応じて委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、委員を招集しようとする場合は、あらかじめ書面により、審議の日時、場所及び審議の内容を委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する所掌事務に係る会議は、原則として年に 2 回以上開催し、同条第 3 号及び第 4 号に規定する所掌事務に係る会議は必要に応じて開催する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議の審議は原則非公開とし、審議に係る議事の概要を公表するものとする。

(審議事案の抽出)

第 6 条 第 2 条第 2 号の規定による抽出は、契約方法別に行うものとし、委員長は、あらかじめ指名した委員に抽出を委任することができる。

(意見の具申等)

第 7 条 委員会は、次の場合において、市に対して意見の具申を行い、改善等の状況について報告を求めることができる。

(1) 第 2 条第 1 号の規定による報告において、入札及び契約の手續の運用状況について不適切な点又は改善すべき点があると認めるとき。

(2) 第 2 条第 2 号又は同条第 4 号の規定による審議において、審議した対象事案にかかる内容等について不適切な点又は改善すべき点があると認めるとき。

(再苦情処理)

第 8 条 委員会は、第 2 条第 3 号の規定による審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するものとする。

2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から 60 日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある案件については、審議に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、行政管理部管財課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。